



国有財産の売買・解体工事に関する 架空の話にご注意ください！

国家公務員宿舎の削減計画に関し、特別の関係があるかのような口調で国有財産の売買や解体工事に関する架空の話を持ちかけられるケースが多発しています。

未利用国有地を一般競争入札によらず個人や特定の民間企業に直接随意契約で売払うことはありませんので、このような話があった場合は、その国有地を管理する下記財務局・財務事務所・出張所へご照会・ご確認いただくとともに、最寄の警察署へご相談いただきますようお願いいたします。

【事例】

多数の廃止予定宿舎について、随意契約による購入を仲介するとの内容で
仲介委託契約書が多数郵送されてきたもの。



◆ご照会・ご確認はこちらへ◆



福岡財務支局 : 092-411-7281(代表) 管財総括第一課(内3516)・管財総括第二課(内3584)
小倉出張所 : 093-561-0481(代表) 統括国有財産管理官(内36)
佐賀財務事務所 : 0952-32-7161(代表) 管財課(内2741)
長崎財務事務所 : 095-827-7095(代表) 管財課(内55)
佐世保出張所 : 0956-23-3185(代表) 統括国有財産管理官(内4612)